

田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の概要

田村市では、太陽光発電事業と地域との調和を図り、市民の安全で安心な生活環境の確保及び豊かな自然環境と景観の保全に寄与することを目的に条例を制定しました。

(令和7年4月1日施行)

(1) 適用範囲

発電出力10kw以上の太陽光発電設備を対象とします。
ただし、建築物に設置する場合は除きます。

(2) 事業区域の制限

①禁止区域の設定（設置を禁止する区域）

- ・砂防指定地、保安林、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害特別警戒区域

②抑制区域の設定（設置が望ましくない区域）

- ・河川保全区域、土砂災害警戒区域、用途地域の区域、県立自然公園の区域、風致地区の区域、鳥獣保護区の区域、文化財に係る区域

(3) 地域住民等への説明（説明会の開催）

地域住民等に対し、説明会により、太陽光発電事業の内容、安全対策、維持管理等を説明し、同意を得る必要があります。

※地域住民等

- ①事業区域に隣接する土地の所有者、占有者及び管理者、建物の所有者
- ②事業区域の境界から次の範囲の居住者及び事業を営む者
 - ・50kw未満の場合：100m以内
 - ・50kw以上または抑制区域内の場合：300m以内
- ③事業区域内及び隣接する土地に存する地方自治法第260条の2に規定する地縁団体（行政区）

(4) 手続き等

太陽光発電設備の設置にあたっては、**市と事前に協議**を行い、工事着手の**60日前まで**に関係書類を添えて**事業届出書を提出**してください。

また、事業の廃止、承継及び変更の場合も届出が必要です。

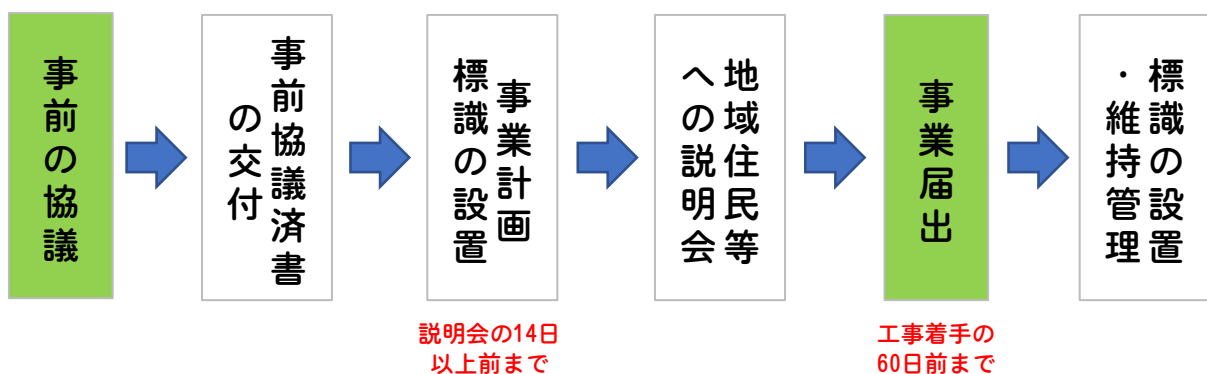
(5) 助言、指導及び勧告

事業者がこの条例に違反したときなど必要に応じて、適切な措置を講ずるよう助言、指導を行います。

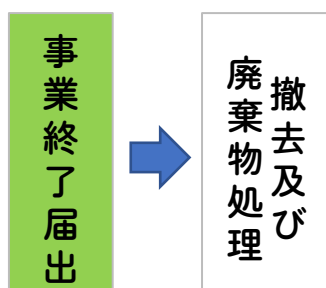
また、助言、指導に従わない場合は、勧告、公表を行います。

(6) 手続きの流れ

【設置の場合】



【撤去の場合】



【地位承継の場合】



【変更の場合】



【問合せ先】

田村市 総務部 企画調整課

TEL : 0247-61-7615

FAX : 0247-81-2522

E-mail : kikaku@city.tamura.lg.jp